



2022年5月13日

各 位

会 社 名 エスケー化研株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤井 実広  
(コード番号 4628 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役経理部長 竹内 正博  
(TEL. 072-621-7720)

### 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主である AVI GLOBAL TRUST PLC (以下「提案株主」といいます。)より、2022年6月開催予定の当社第66期定時株主総会における議案について株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を行う旨の2022年4月20日付の書面(以下「本株主提案書面」といいます。)を受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### I. 提案株主及び本株主提案の内容の概要

##### 1. 株主名 : AVI GLOBAL TRUST PLC

##### 2. 議案

- (1) 定款一部変更の件(1)
- (2) 株式分割の件
- (3) 定款一部変更の件(2)
- (4) 定款一部変更の件(3)
- (5) 自己株式の消却の件
- (6) 剰余金の処分の件
- (7) 定款一部変更の件(4)
- (8) 定款一部変更の件(5)
- (9) 定款一部変更の件(6)

### 3. 議案の要領及び提案の理由

議案の要領及び提案の理由は、別紙に記載のとおりです。なお、本提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

## II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

### 1. 本株主提案の「(1) 定款一部変更の件(1)」について

#### ① 議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（決議事項）

#### 第12条

当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、株式分割に関する事項について決議することができる。

#### ② 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

#### ③ 反対の理由

当社は、2018年10月1日に売買単位を1,000株から100株に変更、株式併合を行い、変更前に比べ投資単位を約半分程度まで引き下げております。

また、東証スタンダード市場の上場維持基準400名につきましては、2021年12月に株主優待制度の導入を決定したところ、個人株主を中心に株主が増加し、2022年3月31日現在409名となり、基準を充たせる水準まで至っております。

提案内容の株式分割による投資単位の引き下げにより、当社の株主構成がどのように変化し、当社にどのような影響を与えるかについて慎重に見極めつつ、株式市場における今後の当社株式の動向等を総合的に判断していくことが重要であると考えております。

株式分割を含む資本政策については、業務執行に関することであり、株主総会ではなく、会社法の定めに従い、取締役会で決議することが、中長期的な経営戦略を踏まえたより機動的な資本政策を可能にし、結果的に企業価値の向上に資すると考えております。

従いまして、本議案に反対いたします。

2. 本株主提案の「(2) 株式分割の件」について

① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」及び「(3) 定款一部変更の件(2)」が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

ア 分割割合	1株につき10株の割合とする
イ 分割の基準日	本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日
ウ 分割の効力発生日	本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、4週間後の日

② 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

③ 反対の理由

「(1) 定款一部変更の件(1)」に対する取締役会の意見のとおり、株式分割につきましては、当社取締役会にて検討した結果、現時点での株式分割は不要と判断いたしました。

従いまして、本議案に反対いたします。

3. 本株主提案の「(3) 定款一部変更の件(2)」について

① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」及び「(2) 株式分割の件」が承認可決され、議案「(2) 株式分割の件」における株式分割の効力が発生していることを条件として、定款第5条を以下のとおり変更する。

(発行可能株式総数)

第5条

当会社の発行可能株式総数は、9,600万株とする。

② 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

③ 反対の理由

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」及び議案「(2) 株式分割の件」の当社取締役会の意見のとおり、現時点での株式分割は不要と判断しております。そのため、定款の変更も不要と考えます。

従いまして、本議案に反対いたします。

4. 本株主提案の「(4) 定款一部変更の件(3)」について

① 議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（決議事項）

第12条

当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、自己株式の消却に関する事項について決議することができる。

② 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

③ 反対の理由

自己株式の保有・消却につきましては、中長期的な資本政策検討の中で議論していく必要があると考えており、今後の経営戦略との整合性も加味しながら、将来的な大型の設備投資資金の調達やM&A等、機動的な資本政策も含め検討していく方針であります。

自己株式の消却を含む資本政策については、業務執行に関することであり、株主総会ではなく、会社法の定めに従い、取締役会で決議することが、中長期的な経営戦略を踏まえたより機動的な資本政策を可能にし、結果的に企業価値の向上に資すると考えております。

従いまして、本議案に反対いたします。

## 5. 本株主提案の「(5) 自己株式の消却の件」について

### ① 議案の要領

議案「(4) 定款一部変更の件(3)」が承認可決されることを条件として、保有する自己株式 394,560 株を消却する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した株式数に調整（株式分割に基づく調整を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る株式数を、必要な調整を行った後の記載に読み替えるものとする。

### ② 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

### ③ 反対の理由

「(4) 定款一部変更の件(3)」に対する取締役会の意見のとおり、自己株式の保有・消却につきましては、当社取締役会にて検討した結果、現時点での自己株式消却は不要と判断いたしました。

なお、自己株式を取得した場合、その時点で会計上は自己株式が株主資本から控除されるとともに、1株当たり利益（EPS）を計算するための分母となる株式数からも控除されるため、その後の自己株式の消却の有無が自己資本利益率（ROE）や1株当たり利益（EPS）等に影響を与えることはありません。

従いまして、本議案に反対いたします。

## 6. 本株主提案の「(6) 剰余金の処分の件」について

### ① 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

#### ア 配当財産の種類

金銭

#### イ 1株当たり配当額

金 800 円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し同定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（同定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金 800 円）

#### ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社の 2022 年 3 月期末配当として普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に 2021 年 12 月 31 日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額）

- エ 剰余金の配当が効力を生じる日  
本定時株主総会の日
- オ 配当金支払開始日  
本定時株主総会の3週間後の日

② 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

③ 反対の理由

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えており、短期的な業績に連動させるより中長期的な安定配当を維持・継続することを前提に、業界全体の社会情勢や当社の業績などを総合的に勘案して配当金額を決定しております。

そして、株主提案においてご指摘いただいている現金及び現金同等物は、上記配当方針を考慮しながら、財務的な基盤の充実と既存事業の強化及び持続的成長のための研究開発、海外事業の展開、IT化、工場設備の新增設及び更新、人材確保などの投資に用いることを検討しております。

また、当社は、過去3年間においては、第63期及び第65期において増配を行っており、株主還元の拡充に努めております。今後も株主の皆様のご期待に応え、収益力を持続的に強化させ、長期安定的に業績に応じた配当を行ってまいります。

このような方針に基づき、第66期定時株主総会におきましては、会社提案として1株につき400円を配当するとの議案を提出させていただきました。これとは別にさらに配当を行うことは、上述の当社の方針と齟齬が生じます。

従いまして、本議案に反対いたします。

7. 本株主提案の「(7) 定款一部変更の件(4)」について

① 議案の要領

定款第20条（取締役の任期）第1項を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

③ 反対の理由

取締役の任期については、会社法上 2 年以内とされております。最近では、剰余金配当を取締役会決議事項とするためには取締役の任期を 1 年にしなくてはならないため、毎年取締役の選任を株主の皆様へに信任を問う会社もあります。

しかし、当社は、剰余金配当を取締役会より株主総会でご承認いただきたいと考えています。

また、各取締役の担当職務及び人材の育成等の観点を踏まえると、ある程度中長期的な視野で取り組むことにより、取締役による業務執行の成果が上がると考えております。

経営責任、株主の皆様との対話と説明責任につきましては、役員任期にかかわらずに強く認識し、株主の皆様のご期待に資するよう励んで参る所存です。

従いまして、本議案に反対いたします。

8. 本株主提案の「(8) 定款一部変更の件(5)」について

① 議案の要領

定款第 18 条（取締役の員数）を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

当会社の取締役は、10 名以内とし、2 名以上は独立社外取締役とする。

② 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

③ 反対の理由

当社には、独立社外取締役 1 名、独立社外監査役 3 名が在籍しております。独立社外取締役は 1 名ですが、行政分野での豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会においては、当該社外取締役からの客観的かつ中立的な立場での意見を踏まえた活発な議論がなされております。

また、当社の役員は 12 名中 4 名が独立社外役員で構成されております。

独立社外役員 4 名は、当第 66 期（2022 年 3 月期）開催の取締役会 9 回全てに出席しており、また、独立社外役員の立場からの確なご意見を頂戴しています。

このような実績からも、独立社外役員 4 名で十分に経営の監視及び監督は機能し、現在の体制で十分にガバナンスが機能していると考えております。

**従いまして、本議案に反対いたします。**

## 9. 本株主提案の「(9) 定款一部変更の件(6)」について

### ① 議案の要領

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第 7 章 計算」を「第 8 章 計算」へ変更の上、第 43 条以降を、各々 1 条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

#### 第 7 章 温室効果ガス排出量の開示

（温室効果ガス排出量の開示）

#### 第 43 条

当社は、毎年、当社のスコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出量を開示する。

### ② 当社取締役会の意見

**当社取締役会は、本議案に反対いたします。**

### ③ 反対の理由

当社は、脱炭素（2050 年カーボンニュートラル、2030 年温室効果ガスの 46%削減等）を重要な課題と認識しております。

また、このようなサステナビリティをめぐる課題を事業創出の機会と捉えて、「環境性向上」「資産価値の向上」「省力化」「快適」「健康」「安全」「安心」をテーマに、高付加価値製品及び新工法の開発により社会に貢献してまいりたいと考えております。

温室効果ガス排出量の開示という気候変動問題に関する個別のテーマを定款に定めることは、会社方針の機動的な変更及びその速やかな実行の制約となる可能性があり適切ではないと考えております。また、当社の多岐にわたる経営課題のうち、気候変動問題にのみ焦点を当てた内容を定款に組み入れることは、経営戦



略の全体的なバランスを損ね、その効果的な実行に制約を加え、ひいては会社の企業価値の毀損につながる可能性もあります。

従いまして、定款への記載によるものではなく、株主の皆様から信任を受けた取締役が、その責務を果たすうえで、社会情勢をはじめとする各種状況の変化に応じた形で機動的に実行すべき事項と考えております。

**従いまして、本議案に反対いたします。**

当社取締役会といたしましては、中長期的な観点から、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化すべく、全力を尽くしてまいります。株主の皆様には、当社の企業価値向上の取り組みに対するご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

<別紙>

(1) 定款一部変更の件(1)

① 議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（決議事項）

第12条

当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、株式分割に関する事項について決議することができる。

② 提案の理由

当社株式の最低売買金額は3,700千円（2022年4月5日終値参照）と極めて高いため、株式流動性が極めて低く、投資家の投資意欲を失わせる要因となっている。また、当社の株主数は327名（2021年3月時点）と、スタンダード市場の基準400名を下回り、これもバリュエーションを低下させる要因となっている。

この点、全国証券取引所協議会及び東証は、上場株式の最低売買金額が5万円以上50万円未満となるよう要請しており、東証上場会社の95%が50万円未満となっている（2022年4月5日）。

株式流動性を向上させ、バリュエーションを高め、上場維持するために、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行うべきである。これにより、最低売買金額を引き下げ、より多くの投資家が当社株式を購入することが可能となる。

そこで、株主総会において株式分割について決議できるよう、定款を「議案の要領」のとおり変更することを提案する。

(2) 株式分割の件

① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」及び「(3) 定款一部変更の件(2)」が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| ア 分割割合   | 1株につき10株の割合とする           |
| イ 分割の基準日 | 本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間 |

後の日

ウ 分割の効力発生日 本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、4週間  
後の日

② 提案の理由

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」に記載する理由から、株式分割を提案するものである。

(3) 定款一部変更の件(2)

① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」及び「(2)株式分割の件」が承認可決され、議案「(2) 株式分割の件」における株式分割の効力が発生していることを条件として、定款第5条を以下のとおり変更する。

(発行可能株式総数)

第5条

当会社の発行可能株式総数は、9,600万株とする。

② 提案の理由

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」に記載の株式分割に伴い、現行定款第5条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものである。

(4) 定款一部変更の件(3)

① 議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(決議事項)

第12条

当会社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、自己株式の消却に

関する事項について決議することができる。

## ② 提案の理由

当社は発行済株式の約 14.0%に相当する 438,469 株の自己株式を保有している（2021 年 12 月 31 日時点）。東証に上場する全約 3,800 社のうち、発行済株式総数に占める自己株式の割合が当社よりも高い企業はわずか 207 社であり、当該割合の全企業平均値はわずか約 3.8%であるなど、当社の自己株式保有比率の高さは異常である。

当社がこれほどの自己株式を保有する正当な理由は存せず、当社株主はこの自己株式が再び市場に出回った場合に株式価値の希薄化というリスクを負う。

当該リスクを排除し、投資家に当社株式の真の価値を把握してもらうためには、自己株式の約 90%の 394,560 株の自己株式を消却することが効果的であり、これは、当社企業価値を高めることに貢献するが、これによる悪影響は生じない。

そこで、株主総会において自己株式の消却について決議できるよう定款を「議案の要領」のとおりに変更することを提案する。

## (5) 自己株式の消却の件

### ① 議案の要領

議案「(4) 定款一部変更の件(3)」が承認可決されることを条件として、保有する自己株式 394,560 株を消却する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した株式数に調整（株式分割に基づく調整を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る株式数を、必要な調整を行った後の記載に読み替えるものとする。

### ② 提案の理由

議案「(4) 定款一部変更の件(3)」に記載の理由から、自己株式の消却を提案するものである。

## (6) 剰余金の処分の件

### ① 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1 株当たり配当額

金 800 円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し同定時株主総会において承認された当社普通株式 1 株当たりの剰余金配当額を控除した金額（同定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金 800 円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社の 2022 年 3 月期期末配当として普通株式 1 株につき上記イの 1 株当たり配当額（配当総額は、1 株当たり配当額に 2021 年 12 月 31 日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の 3 週間後の日

② 提案の理由

当社の現金及び現金同等物は、過去 20 年間増加し、パンデミックの中でも、2020 年 3 月末から過去 1 年間で 12%増加した。安定的な財務基盤は支持するが、貸借対照表上の資産の約 7 割が現金であることに合理性はない（2021 年 12 月 31 日時点）。

これ程現金が多いのは、当社が株主還元を優先していないからである。過去 5 年間の配当性向平均は、同業他社の日本ペイントの 35%、関西ペイントの 38%に対し、当社は僅か 14%に留まった。

現金に対するリターンは資本コストを遥かに下回るため、当社は、資産の大部分を現金で保有することで ROE を低下させ、株主価値を毀損している。当社は、資本政策及び資産の約 7 割を現金で保有する理由を開示していない。

非効率を是正し、適切に株主還元するため、配当性向を 30%とし、2022 年 3 月期の配当金を 800 円にすることを提案する（配当総額は 2,157 百万円（2021 年 12 月時点参照））。

(7) 定款一部変更の件(4)

① 議案の要領

定款第 20 条（取締役の任期）第 1 項を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

## ② 提案の理由

コーポレート・ガバナンス強化への意識の高まりを背景に、各社で取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮する動きが出ている。2020 年の東証全上場企業のうち、取締役任期が 1 年の企業は 74%で、6 年前の 58%から増加した（東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書 2017、2021 より推計）。取締役の任期が 1 年になることで、株主がより頻繁に意見表明できるようになり、対話と説明責任の向上が促進される。

当社のコーポレート・ガバナンスの脆弱性のひとつとして、取締役任期 2 年制を採用していることが挙げられる。そこで、株主がより頻繁に意見を述べるように、取締役の任期を現在の 2 年から 1 年に短縮することを提案する。

## (8) 定款一部変更の件(5)

### ① 議案の要領

定款第 18 条（取締役の員数）を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

当会社の取締役は、10 名以内とし、2 名以上は独立社外取締役とする。

### ② 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードでは、取締役会の独立性の問題が頻繁に強調されており、支配株主を有する上場会社については、取締役の 3 分の 1 以上を独立社外取締役とすること、支配株主がないスタンダード市場の上場会社でも、独立社外取締役を 2 名以上とすることを定めている。東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書 2021 によると、全企業の 85%が独立社外取締役を 2 人以上選任している。

当社では支配的な株主の関与の度合いが大きく、代表取締役会長、代表取締役社長、その他取締役 1 名が支配的な株主の関係者であり、独立社外取締役は 1 名のみで構成されている。この取締役会の構成に起因して、当社の少数株主は不当な取扱いを受けるリスクにさらされている。

経営陣及び取締役に対する効果的な監督を担保し、取締役会に多様な視点をもたらすため、提案者は、当社が少なくとも 2 名の独立社外取締役を選任する旨を定款に定めることを提案する。

#### (9) 定款一部変更の件(6)

##### ① 議案の要領

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第 7 章 計算」を「第 8 章 計算」へ変更の上、第 43 条以降を、各々 1 条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

#### 第 7 章 温室効果ガス排出量の開示

（温室効果ガス排出量の開示）

#### 第 43 条

当社は、毎年、当社のスコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出量を開示する。

##### ② 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードは、基本原則 2 の考え方において、「サステイナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である」としている。同業他社である日本ペイントや関西ペイントが、サステイナビリティ課題に取り組み、透明性のある情報開示を行っている一方、当社はサステイナビリティに関する基本方針の策定、環境改善のための目標の設定を怠っている。

温室効果ガス（以下「GHG」）削減のための世界的な協働の一環、また 2050 年までに GHG 排出を実質ゼロにするという日本独自の目標の一環として、企業が環境への影響を認識し管理することは極めて重要である。

当社は、完全かつ包括的なサステナビリティ・ポリシーを策定する必要があるが、ステークホルダーへの説明責任を果たすための第一歩として、GHG プロトコルに則り、スコープ 1 及び 2 の GHG 排出量を開示することを提案する。

以上